## EP 出願におけるクレーム数の削減方法

2013年06月24日 特許業務法人 HARAKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK

(旧称:特許業務法人原謙三国際特許事務所)

## 1. はじめに

EP 出願においてクレーム数を削減することは、出願費用を削減する上で有効であると共に、 審査手続を早期化する上でも有効です。

たとえば、クレーム数が 15 個を超える場合、超過分 1 クレームごとに **225 Euro** のクレーム費用を支払うことが必要になり、また、クレーム数が 50 個を超える場合、超過分 1 クレームごとに **555 Euro** のクレーム費用料金を支払うことが必要となります。

なお、クレーム費用は、出願時のクレーム数、EP 広域段階移行時のクレーム数、又は Rule 161 EPC 下の Communication に応答して補正したクレーム数に基づいて計算されます。したがって、PCT に基づく国際出願の国際段階におけるクレーム数が多い場合であっても、EP 広域段階移行後、Rule 161 EPC 下でクレーム数が少なくなるように補正することによって、全体として、クレーム費用を削減することが可能となります。また、クレーム数の削減によって、実体審査に要する時間を短縮することも可能になります。

以下に、EP出願において、どのようにクレームを記載すれば、クレーム数を全体として少なく抑えることができるかについて説明します。

## 【全5頁】

本件記事に関し、後続するさらなる詳細情報の知得をご希望されるお客様は、 下記の担当者までご連絡くださいますよう、お願い申し上げます。 ご不明点・ご質問等がございましたら、遠慮なくお問い合わせ下さい。

【 連絡先 】特許業務法人 HARAKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK

 外国専門部長
 : 新井 孝政(大阪本部在籍)

 外国専門部長代理
 : 岡部 泰隆(大阪本部在籍)

 TEL
 : 06-6351-4384(代表)

E-Mail : iplaw-osk@harakenzo.com

## 【無断複製·転載禁止】

当サイトの掲載物は著作権法で保護されています。無断複製や転載は固くお断りいたします。 特許業務法人 HARAKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK, All rights reserved.